

議題 2

議案第 8 号

令和元年 6 月 10 日提出

広島市立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の理由

広島市立沼田高等学校普通科（体育コース）において、全国や世界で活躍する人材を育成するため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

広島市立沼田高等学校普通科（体育コース）の就学希望者のうち、当該就学希望者の保護者の住所が広島県外であるものであって、教育委員会の許可を得た者は、当該高等学校に就学することができるよう定める。

3 施行期日

公布日

4 公布文及び現行改正比較表

別紙のとおり。

広島市教育委員会規則第 号

令和元年 月 日

広島市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長

広島市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

広島市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年広島市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第5条中「特別の事情がある者であって」を「次の各号のいずれかに該当する者であって」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 特別の事情がある者
- (2) 広島市立沼田高等学校普通科（体育コース）の就学希望者のうち、当該就学希望者の保護者の住所が広島県外であるもの

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、令和2年4月1日以後に就学する者から適用し、同日前に就学する者については、なお従前の例による。

現行改正比較表（広島市立高等学校の通学区域に関する規則）

現 行	改 正								
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この教育委員会規則（以下「規則」という。）は、広島市立高等学校（通信制の課程を除く。以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(学区)</p> <p>第3条 高等学校の全日制の課程の学区は、広島市内全域とする。ただし、別表に掲げるものの学区は、広島県一円とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(就学することができる高等学校)</p> <p>第4条 就学すべき高等学校は、当該就学希望者の保護者（当該就学希望者に対して親権を行う者を行い、親権の行う者のないときは、未成年後見人をいう。以下同じ。）の住所（保護者が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地。以下同じ。）の属する学区の高等学校とする。</p> <p>第5条 <u>特別の事情がある者であって教育委員会の許可を得た者は、前条の規定にかかわらず、保護者の住所が当該高等学校の学区に属さない場合であっても、当該高等学校に就学することができる。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第6条・第7条 (略)</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>学科名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島市立基町高等学校</td> <td>普通科（創造表現コース）</td> </tr> <tr> <td>広島市立舟入高等学校</td> <td>普通科（国際コミュニケーションコース）</td> </tr> <tr> <td>広島市立沼田高等学校</td> <td>普通科（体育コース）</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	学科名	広島市立基町高等学校	普通科（創造表現コース）	広島市立舟入高等学校	普通科（国際コミュニケーションコース）	広島市立沼田高等学校	普通科（体育コース）	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (現行に同じ。)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (現行に同じ。)</p> <p>(学区)</p> <p>第3条 (現行に同じ。)</p> <p>(就学することができる高等学校)</p> <p>第4条 (現行に同じ。)</p> <p>第5条 <u>次の各号のいずれかに該当する者であって教育委員会の許可を得た者は、前条の規定にかかわらず、保護者の住所が当該高等学校の学区に属さない場合であっても、当該高等学校に就学することができる。</u></p> <p>(1) <u>特別の事情がある者</u></p> <p>(2) <u>広島市立沼田高等学校普通科（体育コース）の就学希望者のうち、当該就学希望者の保護者の住所が広島県外であるもの</u></p> <p>第6条・第7条 (現行に同じ。)</p> <p>別表（第3条関係） (現行に同じ。)</p>
学校名	学科名								
広島市立基町高等学校	普通科（創造表現コース）								
広島市立舟入高等学校	普通科（国際コミュニケーションコース）								
広島市立沼田高等学校	普通科（体育コース）								

沼田高等学校普通科（体育コース）について

1 経緯

- (1) 普通科体育コースは、平成2年度に「魅力ある市立高校づくり」の一環として設置した。
- (2) 平成18年度に「市立高校の現在の学校規模及び学力水準を維持するとともに、生徒の多様なニーズに対応した魅力ある高校づくり」を推進するため、通学区域を広島市内全域から県内一円へと拡大した。
- (3) 平成26年度に自宅からの通学が難しい優秀な生徒の入学環境を整えるために、寄宿舎（寮）を開寮した。
- (4) 平成29年度に開催した沼田高等学校将来構想検討会議（構成員：沼田高等学校教職員、中学校関係者、事務局職員）において、当該コース活性化に向けた取組として、入試制度改革（県外からの生徒受入れ）の提案があった。

2 課題

卒業生が、オリンピックや国際大会で活躍する（陸上競技、水泳、柔道）など、体育コースとして一定の成果を収めている一方で、全国高等学校総合体育大会出場者数は減少しており、十分に全体の競技力向上を図ることができていない。

3 検討結果

県内外から入学する生徒を切磋琢磨させることにより、全体のレベルアップを図り、全国や世界で活躍する人材を育成するため、令和2年度入学者選抜から、県外からの生徒の受入れを特例として認める。